

岩見沢市指定暑熱避難施設等募集要項

（趣旨）

第1条 この要項は、気候変動適応法（平成30年法律第50号。以下「法」という。）第21条第2項に規定する、市長以外のものが管理する施設を指定暑熱避難施設（以下「クーリングスポット」という。）として指定するにあたり、民間施設等を募集するための必要な事項を定めるものとする。

（施設の基準）

第2条 クーリングスポットとして市長が指定する施設は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 当該施設が、メンテナンスされた適当な冷房設備を有すること。
- (2) 北海道に熱中症特別警戒アラート（熱中症特別警戒情報）が発表されたとき、または、石狩・空知・後志の区域において熱中症警戒アラート（熱中症警戒情報）が発表された場合であって岩見沢市においても相当の暑さが予想されるときは、当該施設を住民その他の者に開放すること。
- (3) 住民その他の者の滞在の用に供すべき部分について、必要かつ適切な空間を確保し、休息用の椅子等を準備すること。
- (4) 施設の利用については無料とし、必要な経費は各施設の負担とすること。
- (5) 利用者に対して、直接的に物品の販売や有償サービスの提供、勧誘等を行わないこと。
- (6) 遊興を主たる目的とした施設でないこと。
- (7) 公序良俗に反する施設でないこと。
- (8) 法人等の団体が管理する施設であること。
- (9) 熱中症特別警戒アラート及び熱中症警戒アラートが発表されていない場合においても、施設の営業時間内において、可能な限り住民その他の者に開放すること。

（運用の期間）

第3条 運用の期間は、毎年7月1日から9月30日までとする。ただし、該当期間外において気温が著しく高くなる場合は、クーリングスポットとして開設を求めることがある。

（応募）

第4条 クーリングスポットとして指定を受けるために応募しようとするものは、岩見沢市クーリングスポット応募用紙により行うものとする。

（協定の締結）

第5条 市長は、前条の応募があった施設が第2条の規定に適合すると認める場合は、クーリングスポットとして指定するとともに、当該施設の管理者との間において、次に掲げる事項を定めた協定を締結するものとする。

- (1) 協定の目的となるクーリングスポット
- (2) 開放することができる日及び時間帯
- (3) 開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数
- (4) その他環境省令で定める事項
- (5) 協定指定暑熱避難施設の管理に関する事項
- (6) 協定の有効期間
- (7) その他必要な事項

(公表)

第6条 前条の規定による協定を締結し、または、その内容を変更したとき、若しくは、第8条の規定により指定を取り消したときは、同条第1号から第3号に掲げる事項について、市ホームページその他の方法により公表するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 第5条に規定する協定の有効期間は締結日から同日の属する年度の3月31日までとする。ただし、当該期間の満了の1か月前までに、協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(指定の取消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定による指定を取り消すものとする。

- (1) クーリングスポットが廃止されたとき。
- (2) クーリングスポットが第2条各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (3) 第5条に規定する協定が廃止されたとき。
- (4) その他市長がクーリングスポットとして指定する必要があると認めるとき。

(免責事項)

第9条 クーリングスポットの利用者が、施設に損害を与えた場合であっても、市は損害賠償の責任を負わない。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、市民環境部長が定める。